

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」変更素案に関する御意見募集について

令和6年12月25日
消費者庁

1 意見募集対象

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」変更素案

2 意見募集の趣旨

令和2年3月31日に閣議決定された、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第11条第1項の規定に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）について、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、5年を目途に見直しを行うところ、食品ロス削減推進会議において基本方針の変更素案を作成しました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見は、内容を検討の上、本基本方針変更の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月23日（木）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。
なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

<記載事項>

【1】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【2】 住所（法人その他の団体にあつては所在地）

【3】 電話番号

【4】 メールアドレス

【5】 御意見及びその理由

※御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を記載願います。

※御意見の対象が分かるように、該当箇所やページ番号等を明確に記載してください。

（1）インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見入力フォームから御提出ください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（2）郵送の場合

意見提出様式（A4判）を用いて、以下の宛先にお送りください。

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁消費者教育推進課（食品ロス削減推進室）意見募集担当宛て

※封筒表面に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針改定素案に関する意見」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- それぞれの御意見には、御意見の対象が分かるように、該当箇所やページ番号等を明確に記載してください。
- この意見募集の手続で取得した個人情報（氏名（法人又は団体にあつては、その名称、部署名等）、住所、電話番号及びメールアドレス）につきましては、提出意見の内容確認の連絡、取りまとめ、公表等に必要業務のために利用いたします（なお、消費者庁内の関係部署や関係府省庁と共有する可能性があること、及び当該業務を委託する場合には、業務委託に必要な範囲での委託事業者への提供を含みます。）。
- 御提出いただいた御意見は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報に関する事項を除き、公開される可能性があることを、あらかじめ御了承願います。
- 意見募集期間の終了後に御提出いただいた御意見、意見募集対象事項以外についての御意見は、提出意見として取り扱わないことがございます。

6 参考資料

新旧対照表

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）

【本件問合せ先】

消費者庁消費者教育推進課

食品ロス削減推進室

TEL : 03-3507-9244